

特別警報を実施しています

気象庁では、これまで大雨や地震、津波、高潮などにより重大な災害の起るおそれがある時に警報を発表して警戒を呼びかけてきました。よりはなほ強い揺れおよび大津波などが予想され、重大な災害が起るおそれ著しく大きい場合に、特別な警戒を呼びかけるために、昨年8月30日から新たに「特別警報」を発表しています。

特別警報が発表された場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。

津波（大津波警報）であれば、何より高いところへの避難が必要ですが、大雨や高潮などの風水害の場合は、避難のために外出することがすでに危険となっている場合もあります。屋外の場合、避難指示・勧告などに留意し、避難所へ避難する、屋内の比較的全な場所にとまるなど、直ちに命を守るための判断・行動をとります。

また、特別警報が発表されないからといって災害が発生しないということではありません。従来の警報はこれまでに変わらぬ、重大な災害のおそれがあるときに発表しますので、警報が発表された時点で十分な警戒が必要です。大雨などの際は、時間を追って発表される注意報、警報やその他の気象情報を活用して、早め早めの行動をとることがあなたや家族の命を守ります。

「特別警報」は、テレビやラジオ、防災無線などのさまざまな方法で伝えられます。「特別警報」が発表されたら、直ちに命を守るために判断・行動して下さい。

特別警報の詳細は、気象庁ホームページで確認して下さい。
<http://www.jma.go.jp/jma/kishu/know/tokubetsu-keiho/index.html>

「守口市」の気象警報・注意報の詳細な内容は、携帯電話からは、
 ◎国土交通省防災情報提供センターの携帯電話サイト
<http://www.jma.go.jp/jp/dosaijoho/warn/area>

「守口市」の気象警報・注意報の発表状況を確認でき、市町村ごとの気象警報・注意報の発表状況を確認できます。

また、大雨警報では、特別な警戒が必要な災害を「大雨警報（土砂災害）」と「大雨警報（浸水害）」とカテゴリーで表記します。ただし、守口市には大雨警報（土砂災害）は発表しません。

「守口市」の気象警報・注意報の詳細な内容は、携帯電話からは、
 ◎国土交通省防災情報提供センターの携帯電話サイト
<http://www.jma.go.jp/jp/dosaijoho/warn/area>

また、おわさか防災ネットの携帯電話向け防災情報メールサービスに利用登録

す。6月中旬から調査員（「調査員証」携帯）が記入のお願いに伺います。調査結果は、国および地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く利用されます。

事業所のみなさんへ 経済センサス基礎調査・商業統計調査

7月1日現在で、「経済センサス基礎調査」と「商業統計調査」を実施します。全国のすべての事業所および企業が対象になります。

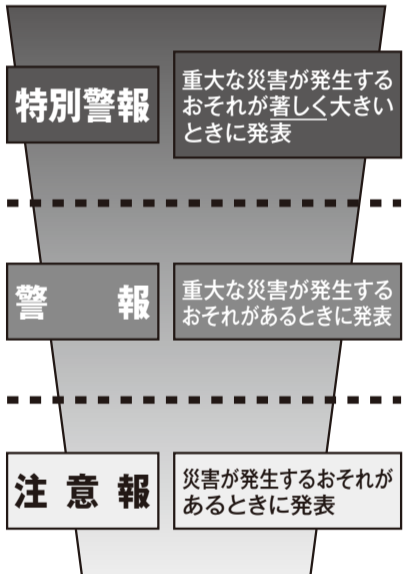
調査票は、統計以外の目的には使用されません。みなさんのご協力をお願いします。
 問合せ先 法制文書課 ☎6992・1428

守口の 대기

4月の大気汚染状況は二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について各測定局とも環境基準を下回っていました。
 問合せ先 環境政策課 ☎6992-1508

4月の大気汚染状況（1時間値の月平均濃度）

| 測定局 | 測定局 | | |
|---------|------------------------|------------------------|------------------------|
| | 第1測定局 (児童センター) | 第2測定局 (大日東公園) | 第3測定局 (錦公民館) |
| 大気汚染物質 | | | |
| 二酸化硫黄 | 0.006ppm | 0.005ppm | 0.006ppm |
| 二酸化窒素 | 0.020ppm | 0.022ppm | 0.016ppm |
| 浮遊粒子状物質 | 0.026mg/m ³ | 0.019mg/m ³ | 0.023mg/m ³ |



特別警報：重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表
 警報：重大な災害が発生するおそれがあるときに発表
 注意報：災害が発生するおそれがあるときに発表

市防災協力事業所登録制度

市では、事業所と地域が連携した防災協力体制を整えるため、防災協力事業所登録制度を実施します。

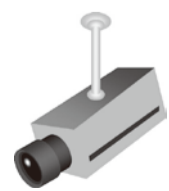
書時において市民の安全確保に自発的に努めるもので、協力内容は、①「市および被災者に対する労務・技術の提供」②「被災者に対する食料品、飲料水、日用品など物資の提供」③「被災者に対し、避難場所としての駐車場・倉庫・客室・オープンスペースなど施設を開放」④「被災者に対し、水害時において一時的に避難可能な場所の提供」⑤「市および被災者に対し資機材などを提供」などです。

登録対象となる事業所などは「市内に店舗・工場・営業所・事務所または共同住宅などの建物を有する個人または法人」です。今後、防災協力事業所となる事業所などに対して、市から登録のお願いを行ってまいりますので、協力よろしくお願います。また、登録の意思が少しでもある場合は、連絡して下さい。詳しい説明を行います。
 問合せ先 危機管理課 ☎6992・1497

防犯カメラ設置補助金交付自治会などを募集

防犯カメラを新たに設置する本市域内の自治会などに設置補助金を交付します。対象は本市域内に、新たに防犯カメラを設置する自治会など（個人や事業者は対象外）
 対象となる費用 防犯カメラの設置時に要する費用
 ※設置後の保守費用、修理費用、電気料金などの維持管理費用は、自治会などの負担となります。

上限額 1台につき40万円
 受付期間 6月30日（月）まで
 ※台数などに限りがありますので、希望した場合でも補助の対象とならない場合があります。
 申込・問合せ 危機管理課 ☎6992・1496



防犯灯をLEDに ～説明会を開催～

自治会・町会などで設置している防犯灯を、市の負担でLED式防犯灯へ取り替えます。

事業内容や工程などについての説明会を各公民館で開催します（左表参照）。※LED式防犯灯は、従来品に比べて長寿命で、消費電力を削減できるため、電灯料の負担軽減によりCO₂排出量も削減でき、環境にやさしい防犯灯です。

| 日時 | 公民館 |
|---------------|------|
| 6月3日（火）19:30 | 西部 |
| 6月4日（水）19:30 | 東 |
| 6月5日（木）19:30 | 八雲東 |
| 6月10日（火）19:30 | 北部 |
| 6月11日（水）19:30 | 庭窪 |
| 6月12日（木）19:30 | 錦 |
| 6月17日（火）19:30 | 庭窪分室 |
| 6月18日（水）19:30 | 南部 |
| 6月19日（木）19:30 | 東部 |
| 6月24日（火）19:30 | 三郷 |
| 6月26日（木）19:30 | 中央 |

問合せ先 コミュニティ推進課 ☎6992・1520